

厚生科学研究研究費補助金

政策科学推進研究事業

厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築

平成 11 年度 総括研究報告書

主任研究者 鈴木 興太郎

平成 12 年（2000 年）4 月

## 目次

I	総括研究報告書	1
	厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築 「公共的ルール形成メカニズムの研究：公共的選好に関する理論」 鈴木興太郎・塩野谷祐一・後藤玲子	
II	分担研究報告書	18
	厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築 「公共的選好に関する考察」 鈴木興太郎・塩野谷祐一・後藤玲子	
III	研究成果の刊行に関する一覧表	33
IV	研究成果の刊行物・別刷	添付

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
（総括）研究報告書

厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築  
「公共的ルールの形成メカニズムの研究：公共的選好に関する理論」

研究期間＝1999-2001年

研究年度＝1999年

主任研究者 鈴木興太郎（一橋大学経済研究所教授）

【研究要旨】

本年度は、政治哲学、社会哲学、法哲学、経済哲学の分野に関連する様々な規範理論を解説し、「自由」「平等」「公共性」「共同性」「不偏性」「功利性」「成長（進歩）」等をめぐる諸議論を手掛かりに、福祉国家の哲学的基礎を解明し、新しい福祉国家システム像を形成するための理論的枠組みを形成することを中心的作業とした。本年度の第一の研究成果は、公共性の概念を核として、個人の福祉に対する社会的関与のあり方および社会的に関与すべき個人の福祉の性質を検討するという分析枠組みの有効性を明らかにした点にある。

分担研究者 塩野谷祐一（国立社会保障・人口問題研究所長）

分担研究者 後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究室長）

A. 研究目的

本研究は公共的ルール (norms, practices, rules, policies, laws, constitutions, principles, systems) の形成メカニズムの探究をテーマとする。このようなテーマに関しては、現在、2つの異なるアプローチが存在する。一つは、公共的ルールの形成を個々人の主体的選択に基づく設計的な (constructive) プロセスと捉えるものであり (constructivism、社会的選択理論)、他の一つは、個人の主体的意志を越えて、ルールが自生的に進化生成していくと捉えるアプローチである。後者はさらに、習慣や慣習、共通の信念や思考様式 (common belief) をベースとしながら、公共的諸ルールそれ自身が自己展開していくと捉える見解 (旧制度学派・進化論的経済学) と、相互依存的状况下における個々人の合理的・自己利益的な (self-interest) 行動が、結果的に公共的ルールの形成を促進するという見解 (新制度学派・進化的ゲーム理論) に分けられる。

## B. 研究方法

これらの既存のアプローチに対して、本研究は次のような分析視角を設定する。すなわち、個人の主体的・合理的意思を越えて個人を規定する諸要因——例えば、個人あるいは諸集団の相互依存的関係、その中で生成される支配的な思考様式や信念、習慣や規範——によって自我 (identity) を深く規定されながらも、それらを批判的・反省的に吟味するような個人の主体的・理性的活動を捉えること。より具体的には、それは以下のようにスケッチされる。

個々人は、自己のおかれた社会的・自然的諸制約のもとで、自己の善の概念や目標・人生計画に基づいて、就業・結婚・出産・保険・貯蓄などに関する合理的な選択をなす。社会的・自然的諸制約には、憲法その他の法律・規則・戒律、市場機構や社会保障制度、社会政策や人口政策、慣習や風俗、自然環境・資源、その他個人の主体的なコントロールが極めて困難であるような要素が含まれる。これらの諸制約を所与とした個々人の合理的な選択は、集合的に、何らかの社会的な帰結（経済成長・所得分布・出生数・長寿率、社会的・自然的諸制約それ自身の変容）をもたらす。最も合理的な活動は、互いの合理的選択によって集合的にもたらされる社会的な帰結（均衡結果）を予測しながら、自己にとっての最適な選択（均衡戦略）を決定するような活動と考えられる。

だが、個人の主体的活動はこのような種類の活動に限られない。個々人は、社会的・自然的諸制約を所与として活動するのみならず、既存の社会的・自然的諸制約を技術的に、また、規範的に改善する意思をもつ。ここでは、後者の規範的な改善に関する意思、すなわち諸局面における個人間・集団間の価値の対立を調整する諸種の公共的ルールを批判し改善する意思を問題としたい。個々人は、そのような意思と善や正に関するより普遍的・一般的な視野をもとに、社会的帰結の観点から、あるいは内在的・手続き的観点から、公共的ルールそのものの適正さを評価するような活動に主体的に関与すると考えられる。以下では、そのような活動を個人の公共的活動と呼ぼう。

本研究の目的は、特定の社会的・自然的文脈におかれた個々人の合理的活動を規定しつつも、このような個々人の公共的活動によって形成・再形成されていく公共的ルールについて、その生成・変容プロセスを記述的に説明するのみならず、構成メカニズムに関する規範的分析を加えることに設定される。

## C. 結果

公共的ルールの構成メカニズムに関する規範的分析は、大きく2つの対象に向けられる。第一は、個人の公共的活動そのもののあり方（公共的活動の本質的性格、公共的活動の主体的存立条件）であり、第二は、個人の公共的活動を可能とするような、あるいは適切に制約するようなシステムのあり方である。

本年度の分析は、この中で第一の個人の公共的活動に焦点をあてて、その中心的アイデアを素描することに絞られた。以下では簡単にその結果を纏めよう。

ともに個人の主体的活動ではあるものの、諸制約を所与とした合理的活動はあくまで本人の私的関心に基づく選好をベースとするのに対し、公共的ルールに関する活動は、主題に応じて要請される一般的・普遍的諸基準をみたくような公共的選好をベースとすることが期待される。そこでは、自己の占める特定の位置は相対化され、自己の利益に直接関連する情報は意識的に覆い隠されるか、あるいは、すべての個人の利益に関連する情報を含むものへと拡張される。そのような仮想的状況のもとで、個々人は、反省的・熟慮的な推論および公共的討議を経て、自己の公共的選好を規定する最もリーズナブルな諸基準を理解し、受容していくものと考えられる。

このように、個人の私的な関心に基づく選好（私的選好）と公共的ルールの基礎となる選好（公共的選好）とを区別することの必要性は、ナイト、ハーバース、アロー、セン、ハーサニー、コルム、ドゥオーキン、ロールズなど多くの規範理論によって共通に確認されている。彼らの見解が分かれるのは、公共的選好の形式や内容をめぐる実体的議論においてである。本稿では、そのような公共的選好に関する実体的議論の代表例として、伝統的功利主義の提出する「共感的選好」、その一つのヴァージョンである「共同体的選好」、コルムの「根源的選好」、ロールズの市民的選好、センの潜在能力に基づく選好に関して、主として形式的な特徴という観点から、相互の比較がなされた。

#### D. 考察

当然ながら、異なる形式と内容をもった公共的選好は、異なる対立的な価値を内包するものであり、相互に矛盾する判断を導く可能性を常に孕んでいる。はたして、各々の選好はいかなる価値を内包するものであろうか、各々の不偏的受容可能性はいかに正当化されるのだろうか。はたして、どのような諸条件のもとであるならば、それらは整合的な判断をもたらさうのだろうか。

このような問題を考察するために、本稿では、私的選好と公共的選好との関係が検討された。上記の議論は、いずれも私的選好とは相対的に区別されるものとして、公共的選好を想定している。例えば、共感的選好や共同体的選好は、選好の人称性に関する次元を（自己から他者、あるいは共同体そのものへと）拡張することによって、また、ロールズやセンの提案する公共的選好は、選好の対象（定義域）とする空間を消費財空間から社会的根本財あるいは基本的諸機能空間へスライドさせることによって、さらに、コルムの根源的選好は、選好の人称性に基づく差異、選好対象の相違に基づく差異など、選好タイプの相違を特徴づけるありとあらゆる要因を選好対象へと追いやり、選好それ自体は

純粹に形式的なものとすることによって、私的選好とは概念的に区別される公共的選好を想定している。

私的選好と公共的選好とのこのような区別は、2つの選好が依拠する情報的基礎の相違を示すものである。ところで、情報的基礎の相違とは一般に、評価にあたっていかなる情報を基礎とすべきかという規範的問題に他ならないとするならば、しかも、それは公共的ルールの評価に際していかなる情報を採用すべきかという、個々人の倫理的判断に依拠するものであるとするならば、各々の議論は、なぜ、どのようにして、私的選好から公共的選好へと情報的基礎を移行しうるのかを説明づけるような道徳理論（実体的なあるいはメタ理論的な）を提示すべきであろう。

さらに、私的選好と公共的選好という区別は、個々の主体内に存在する選好構造あるいは評価構造を考察する手掛かりとなる。現実的には、個々人は異なる複数の集団や範疇に属し、複数の非-私的な選好を形成していると考えられる。ところで、特定の集団や範疇に依拠した理性は、「社会的」ではあるものの、属している集団の目的や要請を色濃く反映する点において、「公共的」とはいえないであろう<sup>1</sup>。そうだとしたら、個々人は、私的選好、社会的選好、そして公共的選好という3種の選好を持つことが想定される。はたして、個々人は、自己の主体内において、私的選好と複数の異なる社会的選好とを、あるいは、それらと公共的選好とを全体としてどのように整序化するのだろうか。それらの異なる性質と内容をもった選好は、相互にいかなる葛藤をもち、どのような原理のもとで調整されていくのだろうか。これらはいずれも今後の課題として残される。

## E. 結論

以上の議論を踏まえて、本研究の基本的構想は以下のように纏められる。

### 【基本的構想】

#### 1. 方法論的枠組みの整理

##### A.)方法論的個人主義——個人的判断の民主主義的集計（\*ナイト、

---

<sup>1</sup> 「公共的と非公共的の区別は公と私の区別とは異なる。…私的理性などというものは存在しない。存在するのは、社会的理性——社会内の諸集団の多くの理性であり背景的文化を作るもの、また、いわば家庭内理性というものも存在する——つまり、社会の小集団や家族の理性——これは公共的理性とも社会的理性とも異なる。市民として我々はこれらのあらゆる種類の理性に参加し、平等な市民としての諸権利をもつ。」(Rawls (1993), *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press, 220n).

ハバーマス、アロー、セン、ハーサニー、コルム、ドゥオーキン、  
ロールズに共通)

B.)方法論的ホーリズム (スキャンロンの契約主義、共同体的自我)

C.)両者の統合化

2. 「公共的選好」の理論的基礎

\*ナイト、ハバーマス、アロー、セン、ハーサニー、コルム、ドゥオー  
キン、ロールズに共通。

3. 「公共的選好」の実体的議論

\*ハーサニー、コルム (厚生主義) とロールズ・セン (非厚生主義) と  
の基本的対立。

A.)功利主義：共有された社会的選好 (順序) の形成。

B.)ロールズ：合意対象 (主題) の絞り込み、善と正、結果と機会等の区  
別。

セン：個別多様性の保持と準順序の形成 (部分的一致)。

4. 公共的価値の対立と不偏的受容可能性

A.)制度主義・進化論的正当化 (ナイト、ハーサニー、ビンモア)

B.)対話・討議・会話とその主体的基礎 (ハバーマス、討議的民主主義の  
論者)

C.)revision and reasoning (ロールズ)

("expressionism", A. Gibbard)

5. 個人の評価構造における矛盾と統合

6. 社会的決定システム再考——全員一致主義・多数決主義から討議的民主  
主義・立憲的民主主義へ

F. 健康危険情報

特になし

## G. 研究発表

### 次ページ別紙

\*本研究で用いられている「公共的選好」という語は、長谷川晃教授の研究会での報告（「公共的観点とリベラルな平等論：一つのメタ理論的覚え書き」、『人間の尊厳と現代法理論』、2000, pp.455-479）とその後の議論に負うものである。感謝してここに記したい。また、本研究の問題関心を最終的に「公共的」という語で捉えることの適切性をご示唆下さった、山脇直司教授（『新社会哲学宣言』、創文社、1999、p.191ff）さらに、研究会にて多くの有益な議論・報告をお寄せ下さった小林正弥教授、斎藤純一教授、嶋津格教授、深貝保則教授、藤村正之教授、森村進教授、若松良樹教授、渡辺幹雄教授、Allan Gibbard 教授、そして研究会の運営にご協力頂いた本田昭彦氏、安部彩氏に心より感謝申し上げます。



## G. 研究発表

### 1. 論文発表

・ Suzumura, K., "Welfare Economics Beyond Welfarist-consequentialism," *The Japanese Economic Review*, Vol.51.No.1 (2000.3) 1-32.

・ 鈴木興太郎、「厚生経済学の情動的基礎--厚生主義的帰結主義・機会の内在的価値・手続的公平性--」、Discussion Paper Series A No.393.(『経済学の潮流』(2000.8)に掲載予定)

・ 鈴木興太郎・吉原直毅、「責任と補償--厚生経済学の新しいパラダイム--」、『経済研究』、第51巻、第2号、(2000.4) ,162-184.

・ Suzumura, K and R. Gotoh: "Freedom, Well-Being and the Welfare State," paper presented at the Twelfth World Congress of the International Economic Association, Buenos Aires, August 23-27, (1999).

・ Gotoh, R., Suzumura, K. and N. Yoshihara : "On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environment," Discussion Paper No.379, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi university, (1999).

・ Yuichi Shionoya, "Economy and Morality:A Conceptual Framework," in M.G.Fase, W. Kannig, and D.A.Walker(eds.), *Economics, Welfare Policy and the History of Economic Thought:Essays in Honour of Arnord Heertje*, Cheltenham:Edward Elgar, (1999)

・ 塩野谷祐一、「福祉国家の危機と公共的理性」、『季刊社会保障』2006月号掲載予定(2000.6)

・ "Trust as a Virtue," in Y.Shionoya and K.Yagi(eds.) *Competition, Trust, and Cooperation:A Comparative Study*, Berlin: Springer-Verlag, (2000).

・ 後藤玲子、「自由と必要」、『季刊社会保障』20006月号掲載予定(2000.6)

・ 後藤玲子、「公的扶助」、『アメリカの社会保障』、東京大学出版会、(2000.3) 151-168

・ Reiko G. and N. Toshihara "A Game Form Approach to Theories of Distributive Justice – Formalizing Needs-Principle –, Harrie de Swart ed. *Logic, Game Theory and Social Choice*, Proceedings of the International Conference, LGS '99, May 13-16, 1999, Tilburg, Netherlands: Tilburg University Press.

・ Gotoh, R. "Capability Theory and Welfare Reform," *Pacific Economic Review*, forthcoming (2000).

## 2. 学会発表

• Gotoh, R., Suzumura, K. and N. Yoshihara: "On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environment," at the Far Eastern Meeting of The Economic Society, Singapore, July 1-3, 1999,

• Suzumura, K and R. Gotoh: "Freedom, Well-Being and the Welfare State," at the Twelfth World Congress of the International Economic Association, Buenos Aires, August 23-27, 1999.

• Gotoh, R., Suzumura, K. and N. Yoshihara: "On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environment," The 5nd Decentralization Conference in Japan (University of Tokyo), 1999年9月

• Kotaro Suzumura: "Welfare Economics Beyond Welfarist-Consequentialism," (会長講演) 日本経済学会 (於：東京大学、1999年10月16日)

公共的ルールの形成メカニズムの研究  
Part1：個人の公共的選好に関する諸議論

ハーサニー、コルム（厚生主義）とロールズ・セン（非厚生主義）との基本的対立が現れるのは、公共的選好の実体的議論の局面においてである。ハーサニーやコルムらの厚生主義においては、個々人を特徴づけるあらゆる情報に基づく順序づけを可能とするような包括的な価値を共有することが要請される。それに対して、ロールズ・センは個々人の多様な善や多様な活動を可能とするいくつかの善概念をもとに、正の問題に関心を寄せるものの、善の観念それ自体に関しては、包括的な合意を要請しない。以下では、代表的な公共的選好の実体的議論に関して順に、検討していきたい。

1. 「共感的選好」族

いま、すべての社会構成員の私的関心に基づく効用関数上で定義される選好を「共感的選好」と呼び、そのような共感的選好を表す次のような効用関数を想定しよう。すなわち、社会全体で利用可能な1種類の資源ベクトルを  $\omega' \in \mathfrak{R}'_+$ 、個人  $i$  の利用可能な1種類の資源ベクトルを  $x_i \in \mathfrak{R}'_+$ （ただし、 $\sum_i x_i = \omega'$ ）、個人  $i$  の「私的関心に基づく効用関数」を  $u_i: \mathfrak{R}'_+ \rightarrow \mathbb{R}$ （ただし、 $u_i$  はすべての財に関して増加的な性質をもつ）、 $u_i$  の普遍集合を  $U^i$  とするとき、個人  $i$  の共感的効用関数は、以下のような関数  $v_i: U^1 \times \dots \times U^n \rightarrow \mathbb{R}$  として表現される。

$$W_i = v_i(u_1(x_1), \dots, u_i(x_i), \dots, u_n(x_n))$$

功利主義原理においては、ある個人の「私的関心に基づく効用関数」は、集計に際して、すべての他者の「私的関心に基づく効用関数」と等しい重みを与えられる。すなわち、

$$W = \sum_{i=1}^n u_i(x_i)$$

このような式は集計手続きにおける形式的な平等を示すものであり、功利主義が「不偏性」(impartiality)の性質を充足することの根拠とされている。ただし、功利主義の要請する社会的目標は、上記の式を最大化することであって、個々人の効用を実質的に平等化することではない。

確かに、ピグーが論じたように、功利主義が個々人の効用の平等化をも要請

する場合がある。だが、それは、集計値を最大化するための条件が、個々人の限界効用の均等であり、個々人は等しい効用関数を持つという仮定のもとでは、限界効用均等の条件が個々人の効用の平等化を意味したからにすぎない。異なる仮定のもとでは、容易に異なる結論が導出されるであろう。後述するアマルティア・センが問題とするのは、より低い限界効用をもった身障者に対して、——集計値への寄与が少ないために——より少ない資源配分が正当化されるようなケースである。

なお、各人の効用関数を異なる重みで加算する場合には、 $W = \sum_{n=1} \alpha_n u_n(x_n)$ 、ただし  $\sum_{n=1} \alpha_n = 1$  と表現される。

## 2. 「共同体的選好」族

すべての社会構成員の私的関心に基づく選好に加えて、どの個人の私的関心からも独立な「共同体」の効用関数によって上記の共感的選好を拡張することも可能である。いま、共同体の効用関数を  $u^*: \mathfrak{R}_+^l \rightarrow \mathbb{R}$ 、 $u^*$ の普遍集合を  $U^*$ とすると、個人  $i$  の共同体的選好は以下のような関数  $v_i^*: U^1 \times \dots \times U^l \times U^* \rightarrow \mathbb{R}$  として表現される。

$$W_i^* = v_i^*(u_1(x_1), \dots, u_n(x_n), u^*(x^*))$$

①と同様の議論がここでも展開される。例えば、「共同体」の効用関数を含むすべての主体の効用関数を等しい重みで加算した関数を想定するならば、そのような関数から最大の効用を引き出すためには、限界効用の最も高い主体に追加的1単位の財を配分すればよいことになる。他方、各主体に異なる重みをつけて加算する関数、例えば、すべての個人が、「共同体」の効用関数の重みを1とするような関数をもつことを想定することも可能である。

注記すべき第一の点は、上記で区別された「私的関心に基づく選好」と「共同体自身の選好」という概念は、私的財と公共財 (public goods) という経済学的概念とは異なるものである点である。後者は財の性質、すなわち個々人の消費における競合性が存在するか、費用負担における排他性が存在するかを問題とするものであるのに対し、前者は、善の観念のレリバンシー、すなわち個人の善観念に基づくものであるか、あるいは個人を越えた善の観念に基づくものであるかを問題とするものであるからである。

例えば、ある共同体の中で最も身体的条件が過酷である個人により多くの医療サービスを配分するような施策を優先する選好は、共有された善の観念 (道徳・慣習・宗教) に基づくものであり、どの個人の私的な目的・関心とも整合

的ではない（当人もそのような施策の対象となることを潔しとしない）かもしれない。だが、そうであったとしても、個々人は、共同体のメンバーとして、共有された善の観念を優先し、自己の私的な関心に基づく選好よりも「共同体」自身の選好に大きな重みを与えたとしたら、上記のような政策が、本人の（私的選好においては低くとも）「共同体的選好」において高い位置を占めることになるであろう。

注記すべき第二の点は、このような定式化は、"communitarians"の考え方をかならずしも代表するものではないという点である。他章で記述するように、communitariansの基本的考え方は、個人の目的を超越した共同体的目的の存在とともに、そのような目的を内面化した個人の identity の存在を理論前提とする点にある。そのような理論前提のもとでは、個人の選好に関する部分的な制度的・共同体的被制約性の認識と普遍的理性との葛藤、そのなかでの個人の主体的選択という枠組み自体を許容しない可能性がある。したがって、ここで定式化された「共同体的選好」は、個人の私的選好の存在を前提に、それとは相対的に独立した選好としての「公共的選好」を（加えて、非-私的選好、社会的選好も）捉えようとする議論の一ヴァージョンであると考えられる。

### 3. 根源的選好（コルム）

コルム（1972）は、正義の問題における個人間比較は選好対象の限定あるいは選好それ自身の特定化によって可能となると主張した。前者は、社会の全構成員がより多く欲するものだけに選好の対象を限定する方法、より一般的には、すべての人がより大きなシェアを欲するような指標のみを記述する方法である。後者は、選好構造を規定するパラメーターの中から個人間の相違をもたらすすべての要因を抽出し、選好対象に組み入れることによって、すべての個人に共通する選好を構成する方法である。彼は、このような選好をある社会の構成員の「根源的選好」と呼んだ。それはある社会の代表的個人の嗜好と必要を記述するものであるが、もしその社会があらゆる人間を含むとすれば、それを「人間の本性」として理解することが可能であるという。「根源的選好」は次のように定式化される。

いま、個々人の間に差異をもたらすあらゆる諸条件を次のような2種類の変数によって捉えよう。

$a_i$ : 個人  $i$  を特徴づけるあらゆる主体的条件：能力、資質、究極的目的、欲求、満足の感じ方など移転も交換も不可能であるもの。

$z_i$ : 個人  $i$  を特徴づけるあらゆる環境的条件：財、資産、権利、自由、機会などの個人のおかれた社会的側面で移転可能、交換可能なもの

さらに、 $a_i$ の普遍集合を  $A$ ,  $z_i$ の普遍集合を  $Z$ とする（普遍集合は人々の間で共通と仮定する）。このとき、ある主体的条件とある環境的条件との組み合わせによって特徴づけられる各個人の状態は、人々の間で共通の関数  $u : A \times Z \rightarrow R_+$ で評価される。このような関数  $u$ のベースとなる選好が「根源的選好」に他ならない。

$$W_i = u(a_i, z_i)$$

このような根源的選好が存在し、それがあらゆる個人的状況を完全に順序づけることができるならば、すべての人は個人的状況を比較する共通の尺度をもつことになる。個々人は、根源的選好に基づいてより高い個人的状況を達成すること、そのために自己の究極的目的や欲求を調整し、改訂すること、また、自己の性格や能力を修正し、再形成することを合理的と考えるであろう。さらに、人々は、根源的選好を基に多様な個人が享受する便益に関する共通の評価を形成し、それを社会政策の基礎とすることが可能となるであろう。

だが、このような根源的選好の概念は、多元的な民主主義社会の観念とは相容れないものであるとロールズは批判する<sup>2</sup>。なぜならば、市民の善の観念は通常、相互に対立的であるのみならず、通約不可能であるからである。彼らは他者の全般的状況や生の異なる様式を彼ら自身の善の観念から評価する。そして、ある生き方を他の生き方よりも、自己が追求するに値するとみなすであろう。そのような社会において、すべての人のあらゆる状況を統一的に順序付けるような共有された根源的選好を仮定することは極めて困難である。

#### 4. 社会的基本財を情報的基礎とする選好

代わりに、ロールズは2つの道徳的能力を有する市民とそのような能力を形成・維持するために必要な社会的基本財の概念を提出する。社会的基本財は個人が市民として一般に必要なもの（自由・権利・機会・所得と富、自尊の社会的基盤）から構成され、善の観念の多様性（正義による制約のもとでの）と両立可能な個人間比較の基盤を提供すると考えられている。コルムとの主要な相違は、道徳的能力の形成に必要な能力以外の個人の主体的条件（例えば個々人の異なる究極的目的や欲求、満足をもたらす能力など）および社会的基本財以外の財や資源は、社会の基礎構造を規定する正義原理の制定に何の影響も与えないという点にある。以下では、ロールズの提案する個人間比較の方法を検

---

<sup>2</sup> Rawls(1982),"Social Unity and Primary Goods,"(Sen, A. and B. Williams eds., *Utilitarianism and beyond*, pp.173-179.

討しよう。はじめに次のような3つの記号を定義する。

$g_i = (g_{i1}, g_{i2})$  : 個人の道徳的能力。ただし、 $g_{i1}$  は善の観念を形成・追求・改訂する能力。 $g_{i2}$  は公正なルールを構成し、理解しうる能力。

$\hat{z}_i$  : 個人  $i$  が有する社会的な基本財（道徳的能力の形成のために必要な財）。

$\hat{a}$  : 社会的な基本財を変換して道徳的能力を形成するために必要な個人の資質。すべての市民はそのような資質を同一に保有していると仮定される（以下ではそれを「市民的特性」と呼ぶ）。

さらに、 $\hat{z}_i$  の普遍集合を  $\hat{Z}$ 、 $\hat{a}$  の普遍集合を  $\hat{A}$  とするとき、各社会的な基本財と市民的特性との組み合わせを個人の道徳的能力  $g_{i1}$ 、 $g_{i2}$  に変換する関数  $f_1: \hat{A} \times \hat{Z} \rightarrow \mathbb{R}_+$  および  $f_2: \hat{A} \times \hat{Z} \rightarrow \mathbb{R}_+$  が定義される（すべての個人の間で共通）。

$$g_i = (g_{i1}, g_{i2}) = (f_1(\hat{a}, \hat{z}_i), f_2(\hat{a}, \hat{z}_i))$$

このような関数が個人間の境遇を比較する評価の基礎となる。注記すべき第一の点は、市民的特性と社会的な基本財との異なる組み合わせの上に定義される関数  $f_1$ 、 $f_2$  は、かならずしも客観的なものである必要はないという点である。たとえそれらが客観的なものではないとしても、人々が、各々の道徳的能力の形成に必要な市民的特性と社会的な基本財との組み合わせに関して、共通の順序を形成することができるならば、関数  $f_1$ 、 $f_2$  は各々個人間で共通の関数として設定することが可能となるからである。

しかも、市民的特性は個人間で同一であると想定されているので、各人の道徳的能力の達成可能性は社会的な基本財の配分の相違のみに依存することになる。ただし、社会的な基本財は複数の要素から構成されるので、関数  $f_1$ 、 $f_2$  が個人間で共通であるとは、道徳的能力を形成するために必要な諸財の異なる組み合わせに関して、個人間で共通の評価を形成しうることを意味する。

注記すべき第二の点は、2つの道徳的能力相互の異なる組み合わせに関して、個人間で共通の評価が存在することは想定していないという点である。そのような評価は、善の観念の追求と正義の感覚という2つの道徳的能力の相対的加重を秤量するものである。ロールズは、そのような評価に関する統一的な見解の形成は、特定の善の観念に関する統一的な見解と同様に不可能であると述べている。なぜならば、道徳的能力もまた個人にとっては特定の善の観念を追求するための手段の一つに他ならず、そのような手段をいかに評価するかは、個人間の追求する善概念に応じて多様であると考えられるからである。

ロールズが、個人々々に対して2つの道徳的能力の形成を保障することを正義

原理の目標とし、そのような目標との関係で正義原理の主題とすべき社会的  
基本財の内容を特定化する姿勢を取りつつも、基本財の配分方法を直接規定する  
社会的目標を、例えば2つの道徳的能力の最大化に設定するのではなく、あく  
まで社会的な基本財それ自身の社会的分布の公正さという視点から考察した背景  
を理解するためには、以上2つの注記を喚起する必要があるだろう。

「最適な自由の体系は、特定の対象を最大化することを要請するものではない。  
その統制原理は、「2つの道徳的人格を維持し、発展させること」におかれ  
るとしても、市民たちのもつ道徳的能力の発展や行使の最大化を要請するも  
のでもない。むしろ、基本的諸自由とその優先性は、これらの能力を適切に発  
展せしめ、十分に情報化された方法で行使するうえで本質的であるような社会  
的諸条件を、すべての個人に等しく保証することを要請する。」<sup>3</sup>

さて、上記のようなロールズのフレームワークのもとでは、正義原理をはじ  
めとした公共的ルール制定の基礎となる個々人の「公共的選好」は、社会的基  
本財に対する共通尺度（関数  $f_1$ 、 $f_2$ ）を基に、社会的な基本財の配分方法の公正  
さを判断すると考えられる。ロールズは「公共的選好」に対して、公共的ルー  
ルの必要性ならびに道徳的能力の重要性に関する理解（すなわち、各人の善の  
観念は公共的ルールによって規制され、改訂される必要のあること、そのため  
には2つの道徳的能力が不可欠であることを認識している）を仮定した。また、  
公共的ルールが満たすべき形式的条件（一般性、普遍性、公共性、順序性、最  
終性）を理解していること、さらに、自己の私的情報からは独立に形成すべき  
ことなどを要請している。個々人の公共的選好は、その実体的内容（選択候補  
を実際にどのように順序付けるか）如何に関わらず、共通に、そのような手続  
的要請を満たすことが期待されている。

他方で、（2つの道徳的能力間の秤量をも含めた）個々人の私的な善の観念に  
基づく選好は多様であり、個人間比較は不可能であると考えられている。それ  
は次のように表現される。いま、個人のあらゆる能力をベクトル  $a_i$  で、個人の  
有するあらゆる資源を  $z_i$  で表すならば、特定の善の観念をベースとして形成さ  
れる個人  $i$  の選好は一般に、以下のような関数  $u_i$  によって表現される。

$$U_i = u_i(a_i, z_i)$$

ここで、個々人の有する市民的特性とその他の能力 ( $a_i$ ) が分離可能であり、  
また、社会的な基本財とその他の資源 ( $z_i$ ) もまた分離可能であるとするならば、  
上記の式は以下のように書き換えられる。

---

<sup>3</sup> Rawls (1993), *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press p.333



$$U_i = u_i(a_i, z_i; f_1(\hat{a}, \hat{z}_i), f_2(\hat{a}, \hat{z}_i))$$

(\* 個々人の善の観念の追求は、正義の感覚と関連する道徳的能力にも依存しうる点に注記せよ。)

このような記述は、個人の選好に関する次のような特徴を明らかにする。個々人は私的な関心において、2つの道徳的能力の形成それ自体を究極的な目的とすることもあれば、それらの能力と他の能力や資源を合わせて達成しうる目的を追求することもあれば、2つの道徳的能力以外の能力や資源、あるいはそれらによって達成しうる目的を専ら追求することもある。したがって、 $u_i$ の具体的形状は、各人が現に有する善の観念に応じて異なったものとなるであろう。

## 5. 潜在能力を情報的基礎とする選好

最後に、センが考案した個人間比較の方法を検討しよう。センは、ロールズの社会的基礎財に基づく個人間比較の方法について、それは、ひとの有する活動機会の豊かさを捉えようとする試みである点に意義を認めつつも、真にひとの活動機会を捉えるためには、資源を用いて個々人が達成する基本的諸機能(栄養摂取機能、移動機能、コミュニケーション機能など)に着目する必要があると考えた。彼は、そのような基本的諸機能の達成可能性を潜在能力という概念で捉え、それをもって個人間比較を行うことを提唱する。そのインプリケーションは以下のように理解される。はじめに3つの記号を定義しよう。

$b_i = (b_{i1}, \dots, b_{im})$ : 社会的に保障すべき個人の基本的諸機能。

$\tilde{a}_i$ : 基本的資源利用能力 (基本的諸機能に関連する個人の能力)。

$\tilde{z}_i$ : 基本的な諸機能に必要な資源に関して、個人  $i$  が有する分配分。

さらに、 $\tilde{a}_i$  の普遍集合を  $\tilde{A}$ 、 $\tilde{z}_i$  の普遍集合を  $\tilde{Z}$  とするとき、基本的資源利用能力と資源とを基本的諸機能に変換する対応  $C: \tilde{A} \times \tilde{Z} \rightarrow \mathfrak{R}^m$  が、以下のように定義される。

$$b_i = (b_{i1}, \dots, b_{im}) = C(\tilde{a}_i, \tilde{z}_i)$$

センは、個々人が自己の能力と分配分をもとに達成可能な基本的諸機能の集合を潜在能力と呼んだ。上記の仮定より、各々の機能をもたらす基本的資源利

用能力と分配分との異なる組み合わせに関しては、個人間で同一の順序を想定しうる。だが、潜在能力は複数の機能から構成されるために、潜在能力全体に関する評価は、複数の機能間に対して個々人が賦与する重みづけ方の相違を反映することになる。

また、個人のあらゆる能力をベクトル  $a_i$  で、個人の有するあらゆる資源を  $z_i$  で表すならば、何らかの特定の善の観念をベースとする個人  $i$  の「私的選好」は以下のような関数  $u_i$  として表される。ただし、関数  $u_i$  は個人  $i$  の有する特定の善の観念を表現するものと考えられる。

$$U_i = u_i(a_i, z_i)$$

ここで、個々人の有する基本的諸機能に関連する能力とその他の能力 ( $a_i''$ ) が、また、基本的諸機能に関連する資源とその他の資源 ( $z_i''$ ) が分離可能であるとするならば、個人の「私的選好」は以下のように記述される。

$$U_i = u_i(a_i'', z_i''; C(\tilde{a}_i, \tilde{z}_i))$$

この式の意味するところは次のような点である。個々人は、基本的諸機能から構成される潜在能力を主要な目的とすることもあれば、それと他の能力や資源をもとに達成される他の目的を設定することもあれば、潜在能力以外の能力や資源、あるいはそれらによって達成可能となる目的を主に追求することもある。また、基本的諸機能のなかでどれにどのような重みを与えるかに関しても個々人は異なる判断を下す可能性をもっている。ただし、基本的諸機能のある歴史的・環境的特徴をもった共同体で生活する人々にとって共通に不可欠な価値をもつ人間的機能と考えるならば、各々の共同体を単位として、基本的諸機能のリストおよび重み付け方に関する合意の基礎を見出すことが可能となるかもしれない。形式的には、それは上記で論じた「共同体」の効用関数と解釈される。さらに、最も基本的な機能に関しては、特定の共同体を越えて、人間という種に共通する「人間の本性」(コルム) という解釈が可能となるかも知れない。

$$u^*(C(\tilde{a}_i, \tilde{z}_i))$$

そして、このように異なる資源利用能力と資源分配分との組み合わせに関し、て共通の(その限りで「客観的な」)評価を下し得るような対応の存在が、基本的諸機能の公正な配分方法に関する公共的選好の情動的基礎となるのである。

## 補論1. スキャンロンの「契約主義」と「不偏性」

合意に関する唯一の推進力は、「諸原理を発見し合意したいという欲求を有する人ならば誰も理性的に拒否できないような諸原理」を、発見し合意したいという欲求に由来する。契約主義によれば、道徳的議論はそのような欲求によって同程度動かされている個人間の合意の可能性に関心をもつ。だが、このような反現実的な前提は道徳的に意味ある合意を性格づけるのであって、道徳原理が適用される世界そのものを性格づけるものではない。「根本的な問いは、情報化され、非強制的であり、しかも一般的な合意の基礎として拒否することが非理性的であるような諸原理とは何かである。」117

スキャンロンは契約主義の特徴を次のように記述している。「契約主義者が実質的な道徳的主張に到達する一つの方法は、合意に関連する諸事項に技術的な定義を与えることである。例えば合意が成立するための諸条件、合意形成の主体、公正性（reasonableness）の諸基準などを特定化することである。」確かに、「世界には」合意という契約主義的概念からは独立に道徳的に重要な性質が存在するが、それらの道徳的重要性——動機の強さのみならず正当化の根拠——もまた、契約主義的な理由によって説明されなければならない。

例えば、個人の福祉は道徳的重要性をもつ。だが、その理由は、契約主義によれば、それが内在的価値をもつからでも、それを促進することが自明の権利形成力（right-making force）をもつからであるからでもなく、彼の福祉に何の重要性も賦与しないという議論を理性的に拒否することが可能であるからである。個人の諸欲求の権利形成力は道徳的に合法的な関心という観念によって特定化される。そのような観念は道徳的議論の産物であり、単に、個人にとって合理性をもつような欲求という観念によってもたらされるものではない。道徳的議論においてはわれわれの合法的な関心を定義すること、そしてそれらの道徳的力を説明することが要求される。Scanlon, 1982, 118-

スキャンロンは、不偏性に関する議論を次のような3つの局面に分けて理解する。第一は、道徳原理は不偏的に受容可能なものでなければならないという議論である。第二は、道徳原理は個々人の特定の位置（個人の嗜好や選好その他を含む）とは無関係に選択されなければならないという議論である。第三は、個々人はどの個人の特定の位置を占めるかに関して平等なチャンスをもっているという議論である。ロールズは第二と第三の議論から出発して第一のステージを導出したのに対し、彼自身は、第一と第二のステージに基づく不偏性のみを問題とするという。

スキャンロンの契約主義の特徴は、アローやロールズのように、個々人が個人的判断を形成することを前提に、社会的に表明された個人的判断を何らかの

手続きのもとに集計するのではなく、相互正当化をめざす個々人の間で、個人的判断の形成と個人間での相互正当化が同時に達成されるようなプロセスを構想する点にある。彼が問題とするのは、個々人の判断を集計する手続き・諸条件・仕組みではなく、道徳原理の相互正当化を志向する（そしておそらくは可能とする）個々人の主体内理性的行為そのものである。

例えば、個々人に対して等しい拒否権を賦与するという手続きのもとで、はたしていかなる社会的決定が導出されるかという集計プロセスを探究するのではなく、いかなる社会構成員によっても正当な理由のもとで拒否されないような案を提出するという主体的営み、あるいは、正当な理由を確信しえない限り、他者の提出する案を拒否しないという主体的営みこそが、相互正当化を可能するような道徳原理に関する社会的契約を成立せしめると考えられている。

## 補論2. 「公共的選好」の理論的基礎

公共的ルール形成のベースとなる個人の選好は、個々人の私的関心に基づく選好とは相対的に区別されたものである必要があるという認識は、ナイト、ハバーマス、アロー、セン、ハーサニー、コルム、ドゥオーキン、ロールズらに共通している。例えば、次のような記述を参照のこと。

"Political discussion must be assumed to represent a quest for an objectively ideal or 'best' policy, not a contest between interests". (Knight, *The Ethics of Competition*, New Brunswick and London: Transaction Publishers, 1997 (Originally published in 1935 by Harper and Brothers), p.288n) .

"There is no necessary reason why individuals as voting members of a group should act on the same principles that they follow when making purely personal choices as consumers or producers" (Ibid., p. 309) .

「公共性は、それ自身の理念によれば、その中で原理的に各人が同じ機会をもって各自の好みや願望や主義を申告する権利をもったというだけで、民主主義の原理となったのではない。このようなものは、ただの意見 (opinions) にすぎない。公共性は、これらの個人的意見が公衆の論議の中で公共の意見、公論 (opinion publique) として熟成することができたかぎりでのみ、実現されたのである。万人の参加可能性の保障ということの意味も、はじめから、とにかく論値の法則に従う賛成弁論と反対弁論のための真理保証の前提という意味で理解されていたのである。」(ハバーマス『認識と関心』、未来社、1973, p.288)